平成２４年（フ）第５９号
埼玉県深谷市西大沼358番地９
債務者　佐藤　　淳
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１１６号
埼玉県熊谷市美土里町３丁目86番地　佐川方
債務者　大野木俊秋
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６０９号
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘３棟407号
債務者　早﨑　美子
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３８号
愛知県豊田市寿町４丁目55番地１　グリーンハイムＡ303号
債務者　谷口　恵美
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
愛知県知立市内幸町平田69番地１　ルートヒルＶ216号
債務者　富永　　浩
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
愛知県碧南市栄町４丁目１番地　第１むつみ荘202号
債務者　長田　裕之
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
岡山県倉敷市白楽町691番地
債務者　林　　友広
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
岡山県津山市林田1721番地
債務者　梶原　秀行
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２９号
岡山県津山市鍛治町３番地
債務者　福島　正尚
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第３０号
岡山県真庭市下市瀬1205番地６　グローバルハイツ落合２―101
債務者　吉田　　栄
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第３９号
岡山県津山市南方中574番地１
債務者　山本　純子
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１４２号
高知市春野町内ノ谷１番地１　県住３号
債務者　中川　忠文
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４４号
高知市朝倉丙1467番地１　きりしま荘２Ｆ―１号
債務者　島倉　　久
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４７号
高知県土佐市高岡町乙3281番地１
債務者　大野富貴子
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４９号
高知市横内144番地240
債務者　吉岡　慶浩
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５０号
高知市上町３丁目11番29号　アネックス通町301号
債務者　中村　泰規
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６０号
高知市桟橋通１丁目４番３号　クラシエ３―506
債務者　上村　　弘
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高知地方裁判所破産係